別記様式第６（第15条関係）

指定金融機関の指定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　殿

住所
金融機関の名称及び代表者の氏名　印

国家戦略特別区域法第28条第１項に規定する指定金融機関の指定を受けたいので、申請します。

1　金融機関の名称
2　代表者の氏名
3　金融機関の所在地

（添付書類）
⑴　定款
⑵　登記事項証明書
⑶　貸借対照表及び損益計算書
⑷　事業を安定して行うために必要な経理的基礎を示す書類

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

○内閣府令第二十一号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三項（同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の二第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十八を次のように改める。

別記様式第二十八（第四十三条関係）

第一片

⊗　納付書・領収証書　国庫金

（番　号）

（注意）
1　金額欄の数字の訂正はできません。
2　この納付書は３枚１組となっていますから３枚とも納付場所に提出してください。

納付区分	仮	本	指
告知 通知 指示	平成　年　月　日		

住　所
氏　名　殿

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	平成　年　月　日限り

一般会計	内閣府主管（番　号）
（取扱庁名（番　号））	
金額　万　千　百　十　円	
現金納付（有価証券又は収入印紙による納付はできません。）	上記の金額を領収しました。
	（領収日付印）

納付期限後に納付することはできません。

第二片

⊗　領　収　控　国庫金

（年　度）　（番　号）

住　所
氏　名　殿

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	平成　年　月　日限り

一般会計	内閣府主管（番　号）
（取扱庁名（番　号））	
金額　万　千　百　十　円	
	上記の金額を領収しました。
	（領収日付印）

第三片

納付者通知票	（番　号）
通　知	平成　年　月　日
金　額	万　千　百　十　円
納付期限	平成　年　月　日
領　収	平成　年　月　日
納付区分	仮　本　指
告知 通知 指示	平成　年　月　日

⊗　領収済通知書　国庫金

（年　度）　（番　号）

住　所
氏　名　殿

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	平成　年　月　日限り

一般会計	内閣府主管（番　号）
（取扱庁名（番　号））	
金額　万　千　百　十　円	
	上記の金額を領収しました。
	（領収日付印）

あて先　（歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

備考　1　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
3　第１片の「⊗」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤枠で囲み、「現金納付」を太字体とする。
4　「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。
5　納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に「再○○」（○○は警察署名等）を押印するものとする。
6　各片の右最上欄の番号及び第３片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。
7　用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦９センチメートル、横21センチメートルとする。
8　上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第２号書式の備考によるものとする。

附　則

（施行期日）
1　この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
2　納付書の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第二十八の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。